

「短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス」

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人むろと会

特別養護老人ホーム セーラスむろと

当施設は利用者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「短期入所サービス」という。）を提供します。施設の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 むろと会
- (2) 所在地 高知県室戸市室津1582番地
- (3) 法人代表者氏名 理事長 久保耕一
- (4) 施設名 特別養護老人ホーム セーラスむろと
- (5) 電話番号 0887-23-1200
- (6) F A X 番号 0887-22-4536
- (7) 事業所指定番号 高知県知事指定第3970200345号
- (8) 設立年月日 平成25年10月1日
- (9) 開設年月日 平成26年4月1日
- (10) 建物の構造 鉄筋コンクリート造2階建
- (11) 建物の延べ面積 4,993.09㎡
- (12) 実施事業 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
短期入所生活介護（空床型） 介護予防短期入所生活介護
- (13) 入所定員 92人（空床利用）
- (14) 施設の目的

当施設は、介護保険法令の趣旨に従い、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援するために、介護老人福祉施設サービス及び短期入所生活介護サービスを提供します。

2. 窓口営業時間

	営業時間	休日	備考
事務所	8:30～17:30	年中無休	交代勤務
生活相談員	8:30～17:30		交代勤務

3. 設備の種類

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は洗面台を備え、冷暖房完備です。介護は、個別ケアを基本に対応しています。棟別にリビング・浴室があり、トイレは居室に隣接して設置しています。

居室・設備の種類	室数	備考
居室：従来型個室	92室	各居室に洗面所の設置あり
食堂	2ヶ所	1・2階に1ヶ所ずつあり
機能訓練室	1室	（共用）
浴室	2室	各階に1ヶ所ずつあり 特殊浴槽
医務室	2室	

静 養 室	1 室	
ト イ レ	13 ヶ所	居室に隣接して設置、トイレ付居室 4 カ所
洗 面 所	104 ヶ所	各居室に 1 カ所・食堂

職 種	職務内容	職員数	指定基準
施設長（管理者）	施設運営の統括と指揮管理	1 人	1 人
事務長	庶務の統括と人事管理	1 人	1 人
医師（嘱託医）	入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導	1 人	1 人
生活相談員	入居者及び家族からの入居等に関する調整・相談・助言を行います	2 人	1 人
介護職員	生活介護全般の介護	3 8 人	3 3 人
看護職員	健康管理、医師との調整	5 人	3 人
機能訓練指導員	機能訓練と職員への指導	1 人	1 人
介護支援専門員	施設サービス計画作成	2 人	1 人
栄養士又は管理栄養士	栄養状態・嗜好を考慮した食事を提供し、栄養ケア計画・管理を行います。	2 人	1 人

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して短期入所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。（施設サービスと同様）

〈 主な職種の勤務体制 〉

職 種	勤務体制
1. 医師	内科：松本医院 毎週 2 回 木曜日・土曜日（18：30～19：30） 精神科：県立あき総合病院 第 2 水曜日 2 ヶ月に 1 回 ※なお、医師の都合により、曜日、時間の変更があります。
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出勤務 7：00～16：00 4 人 日常勤務 9：00～18：00 8 人 遅出勤務 12：00～21：00 1 人 夜間勤務 15：00～24：00 4 人 継続勤務 0：00～ 9：00 4 人

3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員		
	早出勤務	6：30～15：30	1名
	日常勤務	9：00～18：00	2名
	夜間待機	18：00～ 6：30	1名(夜間オンコール対応)

5. サービスの種類と利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

<サービスの概要>

短期入所サービスの内容は、居宅サービス計画に沿って計画的に提供します。

短期入所生活介護計画作成		1. 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、ご利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所生活介護計画を作成します。 2. 短期入所生活介護計画に作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、ご利用者の同意を得ます。 3. 短期入所生活介護計画の内容について、ご利用者の同意を得たときは、短期入所生活介護計画書を利用者に交付します。 4. それぞれの利用者について、短期入所生活介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
居宅への送迎 朝：9：00～夕：16：00～ ※上記時間以外は要相談		事業者が保有する自動車により、ご利用者の居宅と事業所までの間を送迎します。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
食事		栄養士（管理栄養士）の献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態、生活習慣及び嗜好などを考慮した食事を提供します。 （食事時間） 朝食・・・ 7：30～ 8：30 昼食・・・12：00～13：30 夕食・・・17：00～18：00
健康管理		医師や看護職員が、健康管理を行います。体調の悪い場合は協力病院等に受診対応します。
症状の重度化防止		症状の重度化に伴う「24時間見守り体制」や、「たんの吸引等医療的ケアの充実」など、利用者の重度化対応を実施していきます
在宅生活の継続		利用の際は、在宅での生活を継続できるよう、環境や介護方法に留意して対応していきます。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事提供および介助が必要な利用者に対して、介助を行います・食べることや飲み込むことに支障があり、継続して支援の提供が必要と認められる場合は、食事形態や摂食動作を確認して安全な食事介助を行っていきます。自立支援のため、離床して食事を摂っていただくことを原則としています。

	入浴の提供 および介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要なご利用者に対して、自立を目指し、トイレ誘導や排せつの介助、オムツ交換など一人ひとりに合わせた排泄ケアを行います。
	移動・移乗 介助	ご利用者の身体状況に応じて、移動の介助、車いすへの移乗等の介助を行います。
	服薬介助	配薬された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

活動等	日常生活動作 を通じた運動	居宅介護支援事業所計画するサービス計画書に沿って、ご利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活動作支援を実施していきます。
	レクリエーションを 通じた取り組み	ご利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた活動を行います。
その他	創作活動など	趣味、趣向に応じた創作活動の場を提供します。

< サービス利用料金（1日あたり） >

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金は介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。また、自己負担の割合は市町村が発行する負担割合証をご確認下さい。

1.要介護度とサービス 利用料金 (従来型個室)	要介護 1 6,030 円	要介護 2 6,720 円	要介護 3 7,450 円	要介護 4 8,150 円	要介護 5 8,840 円
サービス利用に係る 自己負担額	603 円	672 円	745 円	815 円	884 円

◎介護予防サービス料金

1.利用者の要介護度とサービス利用料金 (従来型個室)	要支援 1 4, 5 1 0 円	要支援 2 5, 6 1 0 円
2.サービス利用に係る自己負担額	4 5 1 円	5 6 1 円

加算について

送迎加算 (室戸市内) 片道 184 単位	入所及び退所の送迎を行った場合に料金が加算。ただし送迎地区外については実費相当分をいただきます（バスの運賃相当額）
-----------------------------	---

看護体制加算Ⅰロ 4単位/日	看護職員の体制について手厚い人員体制を取っている場合に算定。 ・入所定員が51名以上である ・常勤の看護師を1名以上配置している
看護体制加算Ⅱロ 8単位/日	・入所定員が51名以上である ・常勤の看護師を1名以上配置している ・事業所の看護職員または、病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保している
サービス提供体制強化加算Ⅰ (22単位/日)	介護に関わる事業者を対象とした加算。介護福祉士など介護職員の資格の有無や勤続年数などをもとに、より質の高いサービスを提供する体制が整っている事業所を評価 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること (一) 介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の八十以上であること。 (二) 介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の三十五以上であること。 (2) 提供する介護老人福祉施設入所者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。 (3) 通所介護費等算定方法第十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。
サービス提供体制強化加算Ⅱ (18単位/日)	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。 (2) イ(3)に該当するものであること。
サービス提供体制強化加算Ⅲ (6単位/日)	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。 (二) 介護老人福祉施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。 (三) 介護老人福祉施設入所者生活介護を入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。(2) イ(3)に該当するものであること。
夜勤職員配置加算Ⅰ 13単位/日	夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制を取っている場合に算定
介護職員等処遇改善加算	介護職員の処遇改善が後退しないよう現行の加算の仕組みは維持しつつ、さらなる最質向上の取り組み、雇用改善、労働環境の改善の取り組み

月の総単価数×14%	みを進める事業所を対象とする。
口腔連携強化加算 (50 単位/回)	介護施設と歯科医院が情報連携を実施することで算定

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 居住費

利用者の居住に要する費用です。(室料及び光熱水費相当)

料金：下記の表のとおり(日額)

負担段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
自己負担額	380 円	480 円	880 円	880 円	1,231 円

② 食費

利用者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用相当です。

料金：下記の表のとおり。

但し、①及び②について、特定入所者介護サービス費の対象者(利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方)は、料金表のとおり、利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。なお、第 4 段階以上の方は、基準費用額相当の全額をお支払いいただきます。介護保険からの補足給付はありません

※食費 1 日につき 1,445 円

(内訳は朝食 335 円、昼食 550 円、夕食 560 円)

利用者負担段階	食 費 (日 額)
第 1 段階	3 0 0 円
第 2 段階	6 0 0 円
第 3 段階①	1, 0 0 0 円
第 3 段階②	1, 3 0 0 円
第 4 段階	1, 4 4 5 円

③ 複写物の交付

利用者及びご家族は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、その枚数が多くなる場合は実費をご負担いただく場合があります。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、短期入所者の日常生活に要する費用で、利用者にご負担いただくことが適当であるもの(衣類・嗜好品等)にかかる費用をご負担いただきます。

◎ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご利用者の負担はありません。

⑤ 電化製品使用電気料金

利用者は、個人で利用するテレビ等、電化製品については電気料金として1日100円の負担をお願いしています。

⑥ 利用料金のお支払い方法

施設入所料、利用者自己負担金は、1か月ごとに計算しご請求しますので、指定日までに指定口座へお支払いください。支払い方法は、下記の指定口座への振り込み、銀行引き落としとなります。（金融機関での振込手数料は利用者負担となります。）

振込先口座

金融機関名 高知銀行 室戸支店 普通 口座番号 3017235

振込先名義 シャカイクシホウジシムロカイ リジチョウ クボ コウイチ
社会福祉法人 むろと会 理事長 久保 耕一

6・配置医師及び協力医療機関

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。）

① 配置医師

医 師 名	医療法人 裕香会 松本医院 松本 諄
所 在 地	高知県室戸市吉良川町甲 2263
診 療 科	内科、外科

② 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 裕香会 松本医院
所 在 地	高知県室戸市吉良川町甲 2263
診 療 科	内科、外科
医療機関の名称	医療法人 若水会 むろとぴあ医院
所 在 地	高知県室戸市浮津 60-1
診 療 科	内科、整形外科
医療機関の名称	医療法人 臼井会 田野病院
所 在 地	高知県安芸郡田野町 1414-1
診 療 科	内科、外科、眼科、皮膚科、脳外科、循環器科、整形外科、耳鼻咽喉科、放射線科

医療機関の名称	高知県立 あき総合病院
所 在 地	高知県安芸市宝永町 3-33
診 療 科	内科、外科、精神科、整形外科

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	浮津松本歯科クリニック
所 在 地	高知県室戸市浮津 2 番町 124

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

以下のような事由に該当した場合は当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ① 介護認定により利用者の心身の状況が非該当と認定された場合。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により利用者に対するサービス提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

（1）入所者からの退所の申し出（契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者及びご家族から当施設からの退所を申し出ることができます。
 その場合には、退所を希望する前日までに解約の申し出をしてください。
 但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が当該利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 利用者がサービス利用料金の支払いを1ヵ月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 利用者が、故意又は重大な過失により、事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 利用者が、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所又は入院した場合

※ 入所者が病院等に入院された場合の対応について

◎当施設に利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合は利用期間中であっても退所となります。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情解決責任者

〈職名〉施設長 久保耕一

○ 苦情受付担当者

〈職名〉生活相談員 山本ちあき・阿部宏子

○ 受付時間

毎週 月曜日～日曜日 9:00～17:00

又、苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

第三者委員

〈職名〉民生・児童委員 竹本昭光 〈職名〉民生・児童委員 松本睦美

(第三者評価実施状況) 当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

室戸市保健介護課	所在地 室戸市領家87番地 電話番号 0887-22-5155 受付時間 9:00～16:00
高知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地 高知市丸の内2丁目6番5号 電話番号 088-820-8410 088-820-8411 受付時間 9:00～12:00・ 13:00～16:00

9. 事故発生及び再発防止の対応について

- (1) 事故発生または、その再発を防止するため、事故発生の防止のための指針を整備し、事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。また、安全対策担当者を設置します。
- (2) 当施設では、入居者に対する事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入居者の身元引受人または、代理人に対し連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際して、実施した処置を記録します。また、迅速に事故検討会を開催し、その分析を通じた改善策を職員全員に周知徹底する体制を整備します。
- (3) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。（ただし、自ら責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。）

10. 感染症の予防及びまん延の防止

施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう措置を講じる必要があります。万が一クラスターが発生した場合でも、別途定めるBCP（事業継続計画）により本事業が継続できるように尽力していきます。

＜施設での取り組み＞

- ・感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会の開催
- ・職員への委員会結果の周知
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の設備
- ・研修・訓練（シュミレーション）の実施

11. 非常災害対策について

当施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくと共に、災害に備えて定期的に避難救出等の必要な訓練を行わなくてはなりません。当施設においても各種訓練（避難誘導・通報・消火等）を各項目毎年2回以上行います。

又、別途定めるBCP（事業継続計画）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でもできる限り事業が継続できるように尽力していきます。

12. 高齢者虐待防止について

当施設では、虐待の発生又は再発を防止するため「虐待の未然の防止」、「虐待等の早期発見」、「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ措置を講じる必要があります。

＜施設での取り組み＞

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
- ・職員への委員会結果通知
- ・虐待防止の目の指針の設備
- ・研修の実施
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

13. 身体拘束について

事業者は原則として、入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行う事があります。その場合は、身体拘

束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録します。

また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ①緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
- ②非代替性・・・身体的拘束以外に、入所者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合
- ③一時性・・・入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 4． サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者に褥瘡が発生しないよう適切な介護を行います。
- ③ 事業所及びサービス従事者又は従業員は、感染症、食中毒の予防及びまん延の防止に努めます。また、発生した場合は、医療機関や保健所、市町村の関係機関と連携し、感染拡大の防止、報告等、必要な措置を講じます。
- ④ 利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、配置医師及び協力医療機関と連携し医療処置を受けることができるよう連絡調整します。
- ⑤ 利用者に提供したサービス及び事故発生について記録を作成し、5 年間保管するとともに、利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、例外的に利用者又は他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、ご家族の同意を得ると共に、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、より良い介護サービスを提供する為、サービス担当者会議等で利用者又はご家族の情報を利用する事がある他、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- ⑧ 事業者は、サービス提供時において、利用者の身体に急変その他緊急に処すべき事態・事故が発生した場合は、速やかに医師又は看護職員と連携し、適切な医療処置を行うと共に、家族及び居宅介護支援事業者及び市町村への報告等必要な措置を講じます。

1 5． 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設利用されている方々の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 施設設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設等は、その本来の用途に従って使用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ③利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のう

イバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

当施設の他の利用者や職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

※喫煙 火災防止のため、施設内の定められた場所以外での喫煙はできません。

16. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、自己の責に帰すべき事由より契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用のおかれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

個人情報の使用及び提供について

個人情報の使用及び提供にかかる同意書

社会福祉むろと会が、私及び代理人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、又は収集することに同意します。

< 個人情報保護の趣旨 >

当法人が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に提供致しません。なお、この個人情報取り扱いについては契約終了後も継続します。

< 個人情報使用範囲 >

利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらさせていただきます。

- ① 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- ② サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- ③ サービス利用にかかわる管理運営のため
- ④ 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ⑤ ご家族及び後見人様などへの報告のため
- ⑥ 当法人サービスの、維持・改善にかかる資料のため
- ⑦ 当法人の職員研修などにおける資料のため
- ⑧ 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- ⑨ 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- ⑩ 特定の目的のために同意を得たものについては、その使用目的の範囲内で使用する

< 肖像権について >

当法人の、パンフレット・施設内研修・掲示物・広報誌などにおいて、ご利用者の映像・写真を使用させていただく場合があります。

令和 年 月 日

短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人むろと会
指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム セーラスむろと
(丸山長寿園)

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施の為にサービス担当者会議等で利用者並びに家族の情報をを用いる他、医療機関への受診入院、退所等に際して、医療機関・居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、「個人情報の同意書」及び短期入所サービスの提供の開始に同意しました。

利 用 者
住 所

氏 名 _____ 印 _____
(代筆者氏名) (続柄)

代 理 人 (身元保証人)
住 所

氏 名 _____ 印 _____
(利用者との続柄： _____)

